

鹿児島県社会就労センター協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、鹿児島県社会就労センター協議会（以下、「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、障害者の生産活動及び障害福祉サービス事業の進展を図るとともに、会員相互の緊密な連絡調整、研究、協議を行い、その実践を図ることにより、障害者の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生産活動及び障害福祉サービス事業の進展に関する事項
- (2) 事業所利用者の就労活動及び生産活動に関する事項
- (3) 事業所利用者の処遇改善に関する事項
- (4) 事業所職員の資質向上に関する事項
- (5) 障害福祉サービスに係る制度・政策に関する事項
- (6) その他、目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 本会の事務所は、鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号（鹿児島県社会福祉協議会内）に置く。

(組 織)

第5条 本会は、鹿児島県内の社会福祉法人が経営する次の障害福祉サービス事業所をもって組織する。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業、就労定着支援事業を行う事業所。

(会 員)

第6条 本会の入退会については、理事会の承認を必要とするものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 12名（会長、副会長、事務局長を含む）
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名

2 副会長は、次の委員長を兼ねるものとする。

- (1) 広報・販売委員長 1名
- (2) 制度・政策委員長 1名
- (3) 研修委員長 1名

(役員を選出)

第8条 会長及び監事は、施設長（管理者）会（以下、「施設長会」という。）において会員の中から選出する。

2 副会長及び事務局長は、会員の中から会長の指名により選出する。

3 理事7名（会長、副会長、事務局長を除く）は、次の県内4ブロックより施設長会で選出する。

- (1) 北薩ブロック（薩摩川内市・さつま町・出水市・阿久根市・長島町・伊佐市・湧水町・始良市・霧島市）
- (2) 鹿児島・熊本・奄美ブロック（鹿児島市・西之表市・中種子町・南種子町・屋久島町・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町）
- (3) 大隅ブロック（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）
- (4) 南薩ブロック（いちき串木野市・日置市・南さつま市・南九州市・枕崎市・指宿市）

4 役員は、施設長会において承認を受けるものとする。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長が順次その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

5 事務局長は、会長の指示に基づき本会の事務を掌握し、資産を管理する。

(役員の任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催し、決算後の直近の施設長会をもってこれに充てる。

(会議)

第12条 会議は、施設長会及び理事会、正副会長会とする。

2 会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

3 会議は、定数の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(施設長会)

第13条 施設長会に附議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の承認ならびに事業報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) 本会運営に関する重要な事項
- (4) その他会長が附議した事項

(理事会)

第14条 理事会において、審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務執行に関すること
- (2) 事業計画及び予算の審議に関する事項
- (3) 施設長会に附議すべき事項または施設長会より付託された事項
- (4) その他会長が附議した事項

(正副会長会)

第15条 正副会長会は、会長が附議した事項について審議する。

(部会の設置)

第16条 本会の事業を円滑に推進するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の種別は、理事会において決定するものとする。
- 3 部会は、理事会の承認を得て具体的な活動を行う。
- 4 部会の運営については、この会の目的に沿って運営するものとする。
- 5 部会長は、会員の中から選出する。

(委員会の設置)

第17条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 広報・販売委員会
 - (2) 制度・政策委員会
 - (3) 研修委員会
- 2 委員会の委員長は第7条第2項の規定に基づき、副会長がこれを務める。
 - 3 委員会は、理事会の承認を得て具体的な活動を行う。
 - 4 委員会の運営については、この会の目的に沿って運営するものとする。
 - 5 本会の会員施設は、委員会に所属するものとする。

(顧問)

第18条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、施設長会の議決を経て委嘱する。

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費及び納入期日等については、別にこれを定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、昭和55年7月22日より施行する。

この規約は、昭和61年4月1日より施行する。

この規約は、昭和63年4月1日より施行する。

この規約は、平成2年4月1日より施行する。

この規約は、平成11年4月1日より施行する。

この規約は、平成12年4月1日より施行する。

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

この規約は、平成29年11月11日より施行する。

この規約は、令和4年4月25日より施行する。

この規約は、令和5年4月19日より施行する。

注記) 令和4年4月25日改正の第7条、第8条第3項及び第16条第2項については、令和5年度より適用する。